地方税法等の一部を改正する法律案要綱

現 下 -の経 済情勢等を踏まえ、 令和六年度分の 個 人住民税 の特別税額控除 を実施するとともに、 法人事業税

計 \mathcal{O} 外形 画税 標準 \tilde{O} 税 負担 ·課税 (T) に係る適用対象法 調 整、 森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うほか、 人の 見直 令和 六年度の評 価 替えに伴う土 税負担軽減措置等の整理合理化 地 に係る固定資 産 税及 び 都市

等を行うこととし、 次のとおり地方税法等の一 部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

- 一 道府県民税及び市町村民税
- 1 居 住 用 財 産 \mathcal{O} 買 (換え等 \mathcal{O} 場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年十二月三十一日まで延

長すること。(附則第四条関係)

2 特定居住用財 産 の譲渡損失の 繰越控除等の適用期限を令和七年十二月三十一日まで延長すること。

(附則第四条の二関係)

- 3 個 人 \mathcal{O} 道 府 県民 7税及び 市 町 村民税について、 定額 による特別 税額控除を次により実施すること。
- $\left(\longrightarrow \right)$ 令和六年度分の個 人の道府県民税及び市町村民税に限り、 次の措置を講ずること。 (附則第五条

の八から第五条の十一まで関係)

(1) 納税義 行地に住所を有しない者を除く。以下 前 年 · の 合 計 務者」という。) 所得金 額が 0) 千八百五 所得割 0) 万円以下である所得割の納税義務者 額から一 「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、 万円 (控除 が対象配! 偶者又は扶養親族 (以 下 特 別 (この法 税 額控除 律 対象 の施 一 万

(2)について、 及び公的 都道 府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除に 年 金等に係 特別税額 \ 控除: る所得に係る仮 前 \mathcal{O})所得割 特別 の額とすること。 徴 収税 額 の算 定の 基礎となる令和六年度分の おける特例控除 額 の控除限度額 所得 割 \mathcal{O} 額

円に当該控除対象配偶者等一人につき、

一万円を加算した金額)を控除すること。

- (3)ない 普通徴収について、 金額は、 以後令和六年度中に普通徴収すべ 令和六年六月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、 き税額から、 順次控除する等所要の措置を講ずる なお控除 しきれ
- (4)ともに令和六年六月において徴収せず、 特 別 税額控除 対象納税義務者 の給与所得に係る特別徴収について、 特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年七 均等割 の額及び所得 割 \mathcal{O} 額

月から翌年五月まで、 それぞれの給与の支払をする際毎月徴収すること。

(5)的 以後令和六年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、 年金等に係 公的 年金等に係る所得に係る特 る所得に係る特別徴 収 別徴収について、 税 額から特別税額控除を行 令和六年十月 V, なお控除しきれ 日以後最初に支払を受ける公 な 1 順次控除 金 額 は、 す

る等所要の措置を講ずること。

<u>(____)</u> る。 計 配偶 令和七. の所得割 者 年度分の個 (控除 対象配 の額から一万円を控除すること。 人の道府県民税及び市町村民税に限り、 偶者及びこの法 律 \mathcal{O} 施行 地 に住 (附則第五条の十二関係) 所を有り 特別税額控除対象納税義務者 L ない者を除く。) を有するも (同 のに限 生

4 る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずること。 新たな公益信託制度の創設に伴い、 第三百十四条の七、 附則第三条の二の三関 公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係 係 (第三十七条の

5 法 人税額 法 人税 割 の特別税額控除 0 課 税標準である法人税額につい の適用を受ける前の額とする措置を講ずること。 て、 産業競争力基盤 強 化 商 品 (第二十三条、第二百九十 を生産及び 販売 した場 るの の

一条関係)

6 中 間 期 間 において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合に お いて、 当該事

業年度の法 人税割 \mathcal{O} 課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法 人税額を控除 控除しきれな

1 額 は翌年度以降に控除すること。 (第五十三条、第三百二十一条の八関係)

法 人税割 の課税標準である法人税額について、 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法

7

人税額 の特 別税額控除 の適用を受けた額とする特例措置 一の適 用 (期限を令和九年三月三十一日までとす

る等所要 \mathcal{O} 措置を講ずること。 (附則第八条関 係

8 新たな公益信託 制度の創設に伴い、 公益信託 の信託財産について生ずる所得について、 公益信 託 \mathcal{O}

委託者等が当該公益信託 の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置

を廃止すること。 (附則第三条の二の三関係)

事 業税

1 脱炭素成長型経済構造移行推 進機構 \mathcal{O} 事業の 所得で収益事業に係るもの以外のものについて、 非課

税措置を講ずること。 (第七十二条の五関係)

間 期 間 \mathcal{O} 属 する事 業年度の所得の 計算上、 当該災害損 失欠損金額に相当する金額 は 益 金 \mathcal{O} 額に算

ないものとすること。(第七十二条の二十三関係)

3 社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介

護療養施設サービス等を適用対象から除外すること。 (第七十二条の二十三関係)

4 次に掲げる課税標準 の特例措置 1の適用期限を延長すること。 (附則第九条関係

北 海 道 旅 客鉄 道株式会社及び)四国: 旅 客鉄道株式会社に係る資本割 0 課 税標準 の特 7例措置 \mathcal{O} 適 用期

限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

 $(\underline{})$ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令

和十一年三月三十一日まで延長すること。

 $(\underline{\Xi})$ 新関 西 玉 際空港株式会社及び関西国 |際空港及び大阪国 際空港 の一体的 かつ効率的 な設置及び管理

に 関する 法律 に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の 、特例措! 置 \mathcal{O} 適用期限を令和十一年三月

三十一日まで延長すること。

- (四) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措
- 置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。
- (<u>H</u>) 大都 市 地 域に おける宅地開発及び鉄道 整備の一 体的推進に関する特別措置法に規定する特定 鉄道
- 事 業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。
- (六) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の
- 課 税標準 の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。
- (七) 株式会社 地 域経 済活 性化支援機構に係る資本割の課税 標準の特 例措置 の適用期限を令和十
- 月三十一日まで延長すること。
- (\mathcal{N}) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収
- 入金額 の範囲に、 電気供給業を行う法人の収入金額のうち、 卸電力取引所を介して自らが供給を行
- 0 た電 気 の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、 当該供給を受けた電気の料金として
- 支 払うべき金額 に相当する収入金額を追加する課税標準 の特例措置 $\overline{\mathcal{O}}$ 適用期限を令和九年三月三十
- 日まで延長すること。

(九) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収

入 金 額 0 範 囲 に、 旧 般 電 気事業者等が 分社化 した後 の当該分社 化に係る電気事業者 0 間で行う取

引 のうち、 電気 の安定供給の 確保のため 必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準 の特 例 措

置

の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

電気供給業を行う法人の 収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入

5

金額の範囲に、 令和六年四 月一 日 から令和八年三月三十一 日までの間 に開始する各事業年度分 の事業

税に 限 り、 次 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合にお ける電気供給業を行う法人の一定の 収入金額を追加する課税標準 \mathcal{O} 特 例 措 置

を講ずること。(附則第九条関係)

当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、 当該電気供給業を行う法人が、 自

5 維持、 Ļ 及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が 維持し、 及び運用する電 線路

とを電気的に接続 Ļ カゝ つ、 当 該 般送配電 事業者等に 対して電気事 業法に規定する託送供給に係

る料金(これに相当する額を含む。)を支払うとき。

当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、 当該電気供給業を行う法人が

に 接続 自ら維持し、 Ĺ カゝ つ、 及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、 当該 般送配電事業者に対 して電 気事 業法に規定する託送供 及び運用する電線路とを電気的 給 に係る料金を支払

うとき。

6 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、 適用期限を令和九年

三月三十一 日まで延長する等の措置を講ずること。 (附則第九条関係)

7

電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合にお

いて控除される収入

金 裋額 \mathcal{O} 範 囲 に、 令和六年四 月一 日 か ら令和 九年三月三十 日 「まで の間 に開 始する各事 業年 度分 0 事 業

税に 限り、 当該 電気供給業を行う法人が広域的 運営推 進 機 関に対して電気事業法に掲げる一定 の業務

に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準 の特例措置を講ずること。

附]則第-九条関係

8 当分の 間 所得等課税法 人以外の法人で資本金の額又は出資 金 一の額 (以 下 「資本金」という。)が

億 円 以下 \mathcal{O} ŧ <u>0</u> のうち、 前事 業年度 \mathcal{O} 事 業税 について第七十二条の二第 項 第 一号イ に掲げる法 人

(以 下 「外形標準課税の対象法人」という。 に該当したものであって、 払込資本の額が十億円を超

えるものに つい て、 外形 標 準 課税の対象法人とすること。 (附則第八条の三の三関 係)

9 令 和 七 年 兀 月 日 以 後最 初 に 開 始す る事 業年度 (以 下 「最初事業年 度 という。 0) 事 業税 (公布

公布 日 0) 前 日 \mathcal{O} 現況に より資本金一億円以下であると判定され、 かつ、 公布 日以後に終了した各事

 \mathcal{O}

日

を含

む

事

業年

度

 \mathcal{O}

前

事

業年

度

の事

業税

につい

て外形

標準

課

税

 \mathcal{O}

対

象法

人に該当し

た

ŧ

ので

あ

って

業年度分の 事業税について第七十二条の二第一 項第一号ロに掲げる法人 (以 下 「外形! 標準 課 税 \mathcal{O} 対

外で ある法 人 という。)に該当したも \mathcal{O} \mathcal{O} 行う事業に 対する事業税を除く。) に つい 7 は、 8 に か

か わ らず、 所得等 課 税法 人以 外 \mathcal{O} 法 人で資本 金 億円 以 下 0 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} うち、 公布 \mathcal{O} 日 を含 む 事 業 年 度 \mathcal{O}

前 事 業年 度 か 5 最初事業 年 度の 前 事 業年度まで \mathcal{O} 1 ず ħ か \mathcal{O} 事 業年 -度分の 事業 税 に 0 7 て 外形 標 準 課

税 \mathcal{O} 対象法 人に該当したものであって、 払込資本の額が十億円を超えるものについ て、 外形標準 課 税

の対象法人とすること。(改正法附則第七条関係)

10 給 与等 0 支給 額 が増加 L た場 合 \mathcal{O} 付 加 価 値 割 \mathcal{O} 課 税 標準 O特 例措 置 に 0 **,** \ て、 次の措 置 |を講ずるこ

と。(附則第九条関係)

令 和· 七 年四 月一 日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、 雇用者給与

等支給額 の比較 雇用者給与等支給額に対する増加割合が百分の一・五以上である場合 (当該法人が

中 小 企業者等である場合に限る。 に控除す 対象雇用者給与等支給増加 類を付. 加 価 値 割 \mathcal{O} 課 税 準 カュ

ら控除できることとすること。

控除額について、 控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じ

た金額とすること。

11 所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のも の等のうち次に掲げる法人に該当するも のにつ

1 外形 標準 -課税 の対象法人とすること。 (第七十二条の二関係

特定法人 (払込資本の額が五十億円を超える法人及び相互会社等をいう。 以下同じ。)との間に

当 該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額 (公布の日以後に当該法人が行う

定 の配当等により減少した払込資本の額を加算した額) が二億円を超えるも

 $(\underline{})$ 法人との間 に完全支配関係 が ある全ての特定法 人が 有する株式及び 出 資の 全部を当該全て の特定

法 人のうち いずれか一 \mathcal{O} もの が 有するものとみなした場合において当該 いずれか一の ものと当 該 法

人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込

-)が二億円を超えるもの(一に掲げる法人を除く。)
- 12 11 一又は二に 掲げる法 人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこと。 (第

七十二条の二、第七十二条の二十六関係)

- 13 所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち11─又は□に掲げる法人に該当する
- t \mathcal{O} が :行う事業に対する令和八年四月一 日 から令和九年三月三十一日までの間 に開 始する各事業年度
- 分の 事業 税 につい て申告納 付すべき事 業税額 (以 下 「令和 八年度分基準 法 人事 業税額」 という。)が
- 当 該法人を外形標準 中課税 の対象外である法人とみなした場合に申告納 付すべき事業税 額 (以 下 上比
- 較法· 人事業税額」という。) を超える場合には、 当該超える金額の三分の二に相当する金額は、 令和
- 八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、 当該法人が行う事業に対する令和 九年 -四月 日 カ
- ら令和十年三月三十一日までの 間 に開き 始する各事業年度分の事 業税 に ついて申告納 付すべ き事 業 税 額
- (以下 和 九年度分基準 法 人事 *業税 額 という。 が、 比 較 法 人事 業税額を超える場合には 当 該
- 超える金額 の三分の一に相当する金額は、 令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとするこ

کی (改正法附則第八条関係)

- 14 新 たな公 益 信 託 制 度 \mathcal{O} 創 設に 伴い、 法 人が受託者となる公益信 託 の信 託 財産 に属す る資産及 び 負債
- 1 t のとみなすこととする等の措置を講ずること。 (第七十二条の三関 係

15

新

たな事業の

並

び

に当

該

信 託

財

産に帰

せ

5

れる収益

益及び費用

は、

当該

法

人の

資産

及び

負

人債並

び

に収

益

及び費用

でな

- 施 行 \mathcal{O} 日 か ら令和 九年三月三十一 日まで の 間 に 特別事 業 再 ·編 計 画 に つい て認定を受け た認定特 別 事 業

創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一

部を改正する法律の

- 再 編 事 業 者 であ る法 . 人が、 特別 事 業再 編 計 画 12 従 つ て行う一定の 特 別 事 業 再編 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置と て他
- \mathcal{O} 法 人の 株 式等 \dot{O} 取得を Ļ 又は他の 法 人の株式を譲り受け、 これをその 取得 又 は 譲 受け \mathcal{O} 日 (以 下
- 页取 得等の日」という。) 以後引き続き有している等の一 定の要件を満たす場合において、 当該 他 \mathcal{O}
- 法 人及び当該認定特別事業 八再編事 ・業者が当該 特 別 事業 再 編 計 画 \mathcal{O} 認定 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 日 前 五. 年 以内 に 株式等
- \mathcal{O} 取 得等をした 定 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 人のうち資本金 億円 以下 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 等に つい て、 11 一又は口に · 掲 げ る 法人
- に · 該 る場合で あ って ŧ, 取得等の 日を含む 事 業 年 度か ら当 該 取 得等 \mathcal{O} 日 以 後 五. 年 を 経 過す る 日 を
- 含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限 り、 外形 標準 課 税 の対象外である法人とすること。

(附則第八条の三の四関係)

16 新たな公益信 託制 度の創設に伴い、 公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産 に属する資産及

び 負債を有するものとみなし、 かつ、 当該信託財産に帰 せられる収益及び費用は当該 委託者等 0 収 益

及び費用とみなすこととする特例措置を廃止すること。 (附則第八条の四 [関係)

三 地方消費税

1 玉 外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供 (事業者向け電気通

信利用役務を除く。)のうち、 国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォ ム事業者を介してその

対価を収受するものについては、 特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととすること。

(第七十二条の八十の三関係)

2 偽りその他不正 の行為により、 譲渡割に係る還付 (更正の請求に基づく更正によるものに限る。)

を受けた場合 (未遂の場合を含む。) について、 罰則規定を設けること。 (第七十二条の九十五 一関係)

3 地方消费 費税 の清算等に使用する統計について、 所要の規定の整備を行うこと。 (第七十二条の百十

四、第七十二条の百十五関係)

4 新たな公益信託制度の創設に伴い、 公益信託の信託財産に係る取引については、 その受託者に対し

当 一該受託 者の 古 有資 産 に 係る取引とは 区 別 し て地 方消 費税 を課する等 \dot{O} 措置を講ずること。

条の七十八、 第七十二条の八十、 第七十二条の八十 · の 二、 附則第九条の三 |関係)

四 不動産取得税

1 鉄道事業者が 取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業

を実施する路線に係る鉄道 事 業 \mathcal{O} 用に供 いする一 定の不 動 産 について、 当該 取得が令和 八年三月三十一

日 ま でに行 わ れたときに限 り、 非 課 税 措置、 を講ずること。 (附則 第 十条関 係

2 都市 緑 地 法に規定する都市緑化支援機 構が一定の業務により取得する土地について、 当該取得が令

和 八年三月三十一日までに行われたときに限り、 非課税措置を講ずること。 (附則第十条関

3 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 7 ンシ 日 ン 0 建替え等 \dot{O} 円 滑 化に関 する法律に規 定する施行者又は 7 ンシ 日 ン敷 地 売 却 組 合が、

7 ンシ 日 建 替 事業又は 7 ンシ 彐 ン敷 地 売却 事業 により 取得する特定要除 却 認 定マ ン シ 彐 ン 又 はそ

 \mathcal{O} 敷地に係る非課税措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条関係)

- $(\underline{})$ 新築住宅を宅地建物 取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年 (本則六月)
- を経 過 L た 日 に 緩 和 す る特 例 措置 \mathcal{O} 適 用 期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 附 則第
- 十条の三関係)
- $(\overline{\underline{}})$ 新築住宅特例 適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、 土地取得後の住宅新築までの経過
- 年 数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条
- の三関係)
- (四) 河 Ш 法 に規定する高規格堤 防 0 整 備 に係る事 業のために使用され た土地の上に建築され 7 7 た家
- 屋 元につい て移転 補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準 . D 特例 措

置の

- 適 用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一条関係)
- (五) 長期優 良住宅の普及 の促進に .関する法律に規定する認定長期優良住宅 1の新 築に係る課税標準 · の 特
- 例 措 置 \mathcal{O} 適 用 期 限 を令 和 八年三月三十一 日まで延長すること。 (附則第十一 条関 係
- (六) 中 小 事 業者等 が 中 小 企 業等経営強化法に規定する認定経営力向 上計 画 に従って 行う 事 業 \mathcal{O} 譲受け
- に より取得する一 定の不動産に係る課税標準の特例措 置の 適用期限を令和八年三月三十一日まで延

長すること。(附則第十一条関係)

- (七) 独立行政法 人鉄道建 設 運 輸施設整備支援機構が 一定の業務により取得する土地に係る課税 標準
- \mathcal{O} 特例 措 置 \mathcal{O} 適 用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十 条関 係
- (\mathcal{N}) 地域に おける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が

認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準 · の 特

例 措置 \mathcal{O} 適用期限を令和八年三月三十一 日まで延長すること。 (附則第十一条関係)

- (九) 住宅 及 び 土地 の取得に係る標準税率 (本則四%) を三%とする特 例措置 (T) 適用期限を令和 九
- 月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の二関係)
- (+)宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月

三十一日まで延長すること。(附則第十一条の五関係)

- 4 都市再生 特別 措置法に規定する低未利 用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利 用 土 地権
- 利設 定等 促 進 事 業区 |域内にある| 定の低未利用土地 に係る課税標準 の特例措置を廃止すること。 **附**

則第十一条関係)

- 1 次 に掲 げ る軽 油 0 引 取 りに係る課 税 免除 \mathcal{O} 特 例措置 に っつい て、 その適用 期限を令和九年三月三十
- 日 ま で延長すること。 附 則第十二条 の 二 \mathcal{O} 七 関 係
- $\left(\longrightarrow \right)$ 船 舶 0) 使用者が当該船 舶 \mathcal{O} 動 (力源に供する軽油 の引取 ŋ

 $(\underline{})$

自衛隊

又は日本国の自衛隊とオー

オ

]

ス

トラリア

 \mathcal{O}

軍 隊

(以 下

「オー

ストラリ

ア軍

隊」

という。

が

通

信

 \mathcal{O} 用

に 供

す

る機

械、

自

動

車

類

ストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円

滑 化に関 する 日 本国とオーストラリアとの 間 の協定 に規定する 訪問 部隊 として 日 本 国 丙 に所 在 する

その他これらに に類する 定の t \mathcal{O} \mathcal{O} 電 源 又は 動 力源 に供する軽 油 \mathcal{O} 引 取 n

- $(\overline{\underline{}})$ 鉄道 事業又は 軌道事業を営む者その他 力源に供する軽 一定の者が鉄道用 車 両 軌 道用車両又はこれらの車 上両に
- (四) 農業又 は 林業を営む者その 他 定 0 者 が 動 (力耕うん機その 他 (I) 定の 機械 の動 力 源に 供する軽 油

 \mathcal{O} 引 取 す

る一定

のもの

0

動

油

0

引

取

1)

(<u>FL</u>) 木材加 工業その他の一 定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源 の用

2

船 舶 \mathcal{O} 動 力 源 に 供 す る免 税 軽 油 \mathcal{O} 引 取 ŋ を行 0 た自 衛 隊 \mathcal{O} 船 舶 の使用 者が、 重要影 響 事 態 12 際

我 が 玉 \mathcal{O} 平 和 及 Ţ 安全を 確 保す Ź た 8 \mathcal{O} 措 置 に 関 す る 法 律、 重要影 響 事 態 等に 際 L 7 実 施 する 船 舶 検

査 活 動 に 関 する法 律、 武力攻撃 事 態等及び 存立 危機事 態 に お けるアメリカ合衆国等 Ò 軍 隊 \mathcal{O} 行 動 に 伴

1 我 が 7 国 が 実施する措置 に関する法律 又は 国 |際平 和共 同 対処事 態に際して我が 国が ;実施; する諸 外 玉 0

軍 下隊等 に対 する協力支援 活 動 等に 関す る法律に基づき、 当 ī該引[®] 取 ŋ ĺZ 係る 軽油 を 譲 渡する場合に お け

る課 税 免除 \mathcal{O} 特 例 措 置 に 0 1 て、 そ \mathcal{O} 適 用 期 限 を令和 九年三月三十一 日 まで延長すること。 附 則 第

十二条の二の七関係)

3 船 舶 \mathcal{O} 動 力源 に供する免税軽 油 間の引取 りを行 った自 衛隊の船舶 の使用者が、 我が国と我が国 一以外の

締 約 玉 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 物 品品 又は 役務 \mathcal{O} 相 五 の 提供に 関 する条 約 そ \bar{O} 他 \mathcal{O} 玉 際 約 東で一 定 0 ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$ に 基づき、 当

該 引 取 ŋ に 係 る 軽 油 を当 該 締 約 玉 \mathcal{O} 軍 隊 \mathcal{O} 船 舶 \mathcal{O} 動 力源 に 供 す うるため 譲 渡 する場合に お け る課 税 免除

 \mathcal{O} 特 例 措 置 に つい て、 その 適 用 期 限 を令 和 九年三月三十 日 まで延長すること。 **附** 則第十二 *⊙*

の七関係)

4 ŋ É 船 舶 係 る軽 の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊 油 . を 自 衛 隊 に 譲 渡する場 合に おけ る課 税 免 除 \mathcal{O} 特 例 措 置 に つ の船舶の 1 て、 そ の使用 \mathcal{O} 適 者が、 用 期 限 を 当該引取 令 和 九

年三月三十 一 日 まで延長すること。 **(**) 則第十二条 の 二 の 七 関 係

5 船 舶 の使用者が当該船 舶 0 動力源に供する軽油 の引取 りに係る課税免除の特例措置について、 一定

 \mathcal{O} 船舶を適 用対象から除外すること。 (附則第十二条の二の七関係)

六 固定資産税及び都市計画税

1 令 和 六 年 度 \mathcal{O} 古 定資 産 税 \mathcal{O} 評価替えに伴 V) 土地 に係 る令和六年度か こら令和は 八年度までの各年

 \mathcal{O} 古 定資 産 一税及び 都市 計 画 .税の 負 担に つ ** \ て \mathcal{O} 調 整 措 置 を次のとおり講ずること。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 宅地等に係る固定資産税及び都市 計 画 |税の 額につい ては、 当該宅地等に係る当該年度分の税額が

前年度分の 課税標準 -額に、 当該年度の 価格 (住宅用地に係る課税標準 の特例措置 \bigcirc 適用を受ける

宅 地等 に つい 7 は当該は 特 例 措 置 \mathcal{O} 適 用 後 \mathcal{O} 額 に 百 分 \mathcal{O} 五. を乗じて得た額を 加算 ĺ た額 を課 税 標準

額 とした場合 \mathcal{O} 税 額 (以下 「宅 地 等 調 整 税 額 という。 を超える場合には、 当該 宅 地 等調 整 税 額

とすること。 ただし、 商業地等に係る宅地等調整税額 は、 当該宅地等調整税額が、 当該 商業 地 等の

該 当該年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、 税額とすること。 税額とすること。 年度の 第二十五条の三、第二十七条の五、 価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準 また、 (附則第十七条、 宅地等に係 る宅地 第十八条、第十八条の三、 等調 整 税 額 額とした場合 は 当該宅 第二十二条、 0 地 税 等 調 額に満たない場合には 整税 第二十四条、 額 が 当該 宅地 第二十五 等 当該 当 該 0 当

条、

第二十八条関係

- 額 市 産 街 (<u>一</u>) 税及び都市計画税の額については、 化 以下同じ。) 区 か 域 かわらず、 農 地 に係 に対する割合をいう。 商業 る課 税 地等のうち負担 標準 \mathcal{O} 特 例 前年度の税額とすること。 措 水準 以下同じ。)が〇・六以上〇・七以下の土地に係る 置 . (T) 適用を受け (前年度課税 る土地 標準額の当該年度の価格 に (附則第十八条、 つい て は当 該 特 例 第二十五条関係) 措 (住宅用 置 \mathcal{O} 適 古 用 地 定資 文は 後 \mathcal{O}
- $(\underline{\underline{-}})$ ること。 税 の額 (一) (こ に カ つ かわらず、 (附則第十八条、 **\ ては、 当該 商業地等のうち負担水準が○・七を超える土地に係る固定資産税及び都 年 <u>-</u> 第二十五 \mathcal{O} 価格 条関係 に十分の 七を乗じて得た額を課税 標準額とした場合の 税額とす 市 計画
- (四) 農地 に係る固定資産税及び 都市計 画 税の額については、 当該農地に係る当該年度分の税額が、 前

年度分の課税標準額に、 負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を 課 税 標 準 額とした場 合 の税額を超える場合には、 当該税額とすること。 (附則第十九条、 第二十

六条関係)

| 負担水準の区分 | 負 担 調 整 率 |
|----------------------------|-----------|
| 〇・九以上のもの | 一·〇二五 |
| ○・八以上○・九未満のもの | ・○五 |
| ○・七以上○・八未満のもの | 一・〇七五 |
| ○・七未満のもの | • |
| | |

(五) 三大都 市圏の特定市 の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市 計 画税の額については、 当該市

街

化区域農地に係る当該年度分の税

額が、

前年度

分の

課税標準額

に、

当

該年

度の価

格

に

· 百分

 \mathcal{O}

五.

を

乗じて得 た額を加算 L た額 を課税標準 額とした場合 \mathcal{O} 税 額 (以 下 市 街 化区 ||域農 地 調 整 税 額」 とい

う。 を超える場合に は、 当 該 市 街 化 区 域 農 地 調 整 税 額とする措置を講ずること。 ただし、 市 街 化

区域農地 調 整 税額は、 当該 市街化区域農地 調整税額が、 当該市街化区域農地の当該年度の価 |格に十

分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、 当該税額とすること。

(附則第十九条の四、第二十七条の二関係)

(六) 未 商業 満 の範 地 等に 囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の 係 る固定資 産税及び都 市 計 画 税については、 当該 8年度の1 価格に十分の六以上十 税 分の七 額ま

でその税額を減額することができることとすること。 (附則第二十一条、第二十七条の四、 第二十

七条の五関係)

に

ついて

は、

前年度分の課税標準

額

(前年度分の固定資産税及び

都市

計

画税について、

(六) 又

は

(七)

 \mathcal{O}

(七) 住宅 用 地、 商 業 地等及び三大都市 巻 の特定市 の市 街化区域農地 に係 る固定資産 税 及び 都 市 計 画 税

減 額が行われている場合は、 その減ら 額後の税額に対応する前年度分の課税標準 額) に百分の百 干以

上 の割合で住宅用地、 商業地等及び三大都市圏 の特定市 の市街化区域農地の区分ごとに市町村 の条

例で定める割合を乗じて得た額を課 税標準 額とした場 合 \mathcal{O} 税額までそ $\overline{\mathcal{O}}$ 税額を減額することができ

ることとすること。 (附則第二十一条の二、 第二十七 条 \mathcal{O} 匹 *の* 二、 第二十七 之 条 \mathcal{O} 五. 関 係

令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、 自然的及び社会的条件からみて類似の利用 価

た価 が 値を有すると認められる地域にお 古 格を当 定資 産 該 税 年 \tilde{O} 度 課 分のの 税 上著 固 定 L く均 資 産 税 衡を失すると認 いて地価が下落し、 \mathcal{O} 課 税 標準とすること。 8 る場合に 市 町村長が修正 は 附 則第 修 正 + 前 Ė 前 \mathcal{O} 条 価 の価格を課税標準とすること 格を修 *の* 二、 第十 正 基 九 準 に 条の二、 より 修 正

3 計 画 独立行政法人国民生活 税 \mathcal{O} 非 課税 祝措置に つ !センタ ζ, て、 1 対象に適 が行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市 格 消費 者 団体が 行う差 止 請 求関係 業務 \mathcal{O} 円 滑 な 実 施 \mathcal{O} た めに

九条

の二の二、

第二十二条関

係

必

要

な

援

助

業

務

 \mathcal{O}

用

に供

す

る固

定資

産

を追

加すること。

(第三百

兀

十八

条

関

係

4 設備 及び に基 流 都 一づき実: 通業 \mathcal{O} 課 市 税 計 務 標準 施 画 の総合化及び 税 する流通業務総合効率 -をその \mathcal{O} 課税標準 価 効率 格 の特例措置に の二分の 化 \mathcal{O} 促進に関する法律に規定する総合効率 化事 0 っいい 額とした上、 業により取 て、 物資 得した一定の家屋及び償却資産に係 その \mathcal{O} 搬入及び搬出 対象資 産 \mathcal{O} 取 0 円滑化 得 化 事 期 限 業者が を令和 に寄 与す 八年三月三十 総合効率 る一定 る固 宣定資 化 \mathcal{O} 機 産 計 械 税 画

都 市 再 生 特 別措置法に規定する一 体型滞在快適性等向 上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適 性

日

ま

で延

長すること。

附

I 則 第 十

五

条関

係

等向 上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及

び 都 市 計 画 税 \tilde{O} 課 税標準 の特例 が 措置に 0 1 て、 課税標準 をその 価格 に二分の一 を参酌して三分 \mathcal{O} 一以

上三分の二以下 . (7) 範 囲内 に おい て 市 町村 \mathcal{O} 条例で定める割合 (大臣配分資産又は 知事 配 分資産 に あ 0

ては二分の一) (現行二分の一) を乗じて得た額とした上、 その整備期限を令和八年三月三十 日ま

で延長すること。(附則第十五条関係)

6 新築住宅及び新築中 高 層 耐 火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、 建築基準法の改正に

伴 V. 所要 0 規定 \mathcal{O} 整 備 を行った上、 その対象資産 の新 築期限を令和 八年三月三十一日まで延長する

こと。 (附則第十五条の六関係)

7 新 築 の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、 新築の認定長期優良住宅に係る固

定資産税 の減額措置に係る申告書の提出 がなかった場合においても、 長期優良住宅の普及の促 進 に関

する法律 に 規定する管理者等から必要書 類 が 提出され、 かつ、 当該区分所有に係る住 宅 が 当該 減 額措

置 $\overline{\mathcal{O}}$ 要件 12 該当すると認 められるときは、 当該 減額措置を適用することができることとすること。

(附則第十五条の七関係)

次のとお り課税標準 の特例措置等の適用期限を延長すること。

玉 丙 航 空機 に · 係 る固定 資 産 税 \mathcal{O} 課 税 標 準 \dot{O} 特例措置 置について、 その対象資産を令和 七 年度までに

新 たに 固 定資 産 税が課されるも のとすること。 (附則: 第十五条関 係

力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置に

沖縄

電

ついて、 その適用期限を令和八年度まで延長すること。 (附則第十五条関係)

 $(\overline{\underline{}})$ 日 本貨物 鉄道株式会社が取得した一 定 の新造車 両 に係る固定資産 税 \mathcal{O} 課税標準 の特 例措置に つい

て、 その 対象資 産 \mathcal{O} 取 得 期 限を令和 八年三月三十一日まで延長すること。 附 則 第 + 五. 条関 係

(匹) 玉 際 船 舶 に係る固定資 産税 \mathcal{O} 課 税 標 準 \mathcal{O} 特例措置について、 その適用期限を令和八年度まで延長

すること。 (附則第十五条関係

(五) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、 同法に規定する推進 計 画に

基 一づき新 たに取得され、 又は改良され た津波 以対策の 用 に供 する償却資 産 に係る る 固定資 産 税 \mathcal{O} 課 税 標

準 \mathcal{O} 特 例 措 置について、 その対象資 産 \mathcal{O} 取 得期限を令和十年三月三十一 日まで延長すること。 **附**

則第十一 五条関係

(六) 管 属 はする避 理協 津波防災地域づくりに関する法律 定 難 に係る協定 \mathcal{O} 用 に供する 避 る一定 難 施 設 \mathcal{O} \mathcal{O})償却資 用 に供 の規定により指定された指定避難施設若 産 ず に係る固定資 る家屋 のうち 産 避 税 難 \mathcal{O} \mathcal{O} 課 用に供する部分又はこれ 税 標 準 \bigcirc 特 例 措 しくは同法に規定する 置 に つ V 5 て、 \mathcal{O} 施 そ 設 の指 に附

定避難施

設

の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和九年三月三十一日まで延長するこ

附

則第十

-五条関

係

(七) 固 農地中 定資 産 税 間 岌 管 T 理 都 機 構 市 が 計 農 画 地 税 中 \mathcal{O} 課税標 間管理権 準 を取得り \mathcal{O} 特 例 措 į 置 その に 0 存 1 浣続期 て、 そ (間が十年以上である一 \mathcal{O} 農地· 中 間 管理: 権 \mathcal{O} 定 取 の農地 得 期限 を令和 に係る

八

年三月三十一

日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

 (\mathcal{N}) 得期限 用 ょ に供す 農業協同 る公告が を令和 る 一 あ 組合等が取得し、 定の 八年三月三十一 った地域計 機 械 装 置等に係る固 画に かつ、 お 日まで延長すること。 いて地 農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者 定資 図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限 産 税 \mathcal{O} 課 税 附 標]則第: 準 0 特 + 五 例措置について、 条 関 係 その (同法の規 対象資 る。 産 定に の利 0 取

(九) 電波法に規定する無線局 (地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局で

標準 たに 通 あ 信 って地域社会の諸課題 取得 技術 0 特 活用 例 した当該 |措置について、 シ ス テ 免許 Δ に \mathcal{O} (係る 開 の解決に寄与する一定のものに限る。) 発 その対象資産の取得期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。 無線通 供 公給及び 信 導入の \mathcal{O} 業務 促進に \mathcal{O} 用 に供する一 関 す る法 定の償却資 :律に規定する認定導 の免許を受けた者が特定高度情報 産に係る固定資 入計 画 (産税 に基 \mathcal{O} づ 課 き新 税

(附則第十五条関係)

(+)施 特定 設 に 係 都 る固 市 河 定資産 川 浸水被 税 害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が \mathcal{O} 課 税 標準 \mathcal{O} 特 例 措置 匠につい て、 その 対 象資産 \mathcal{O} 設置した 取 4得期限 一定 を令和九年三月三 \mathcal{O} 雨水貯 留浸透

+

__

日まで延長すること。

(附則第十

五条関係

(土) 置 について、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減 その 対象資 産 $\overline{\mathcal{O}}$ 新築期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第 十五 額措

 \mathcal{O}

七

関

係

(土) て 河 た家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税 \prod 法 に 規 定する高 規格堤防 0 整 備 に係 る事 業 の用 に供 するため使用され た土地 の 上 一に建築され \mathcal{O}

減額措置について、 その取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の八

関係)

(士) 耐震 改 修が 行 われた住宅に係る固定資産税の減 額措置について、 その対象資産の改修期限を令和

八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(盐)

高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行

わ れた住宅に係る固定資産税の 減額措置について、 その対象資産 の改修 期限を令和八年三月三十一

日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(主) 外壁、 窓等を通して の熱の損失の防 |止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税

 \mathcal{O} 減額措置について、 その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則

第十五条の九関係)

(共) 耐震 改 修が 行 わ れ た住宅のうち、 認定長期優良住宅に該当することとなったもの に係る固定資産

税 0 減 額 措 置に ついて、 その 対象資産 の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 附

則第十五条の九の二関係)

(丰) 外壁、 窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、 認定長期

優 良住宅 に該当することとなったも のに係る固定資産 税 \tilde{O} 減額措品 置に . つ い て、 その 対 象資産 の改修

期 限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の九 の二関 係

(六) 高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一

定 「の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、 かつ、

定の改修工事を行い、 同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされ たもの に係る

固 [定資産 一税及び 都市 計 画 税 0 減 額措 置 に つい て、 その 対象資産 の改修期限を令和八年三月三十一日

まで延長すること。(附則第十五条の十一関係)

(丸) 東日本大震災により滅失し、 又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、 若

しくは損 壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産

又は当該 損壊 i た償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産 税 \mathcal{O} 課 税 標 準 の特

例措置について、 その対象資産 の取得期限又は改良期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。

(附則第五十六条関係)

業 期 深棄: 限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 公害 物 防 0) 止 処 用 設備 理 0) 用 に係 に 供 る 固定資 する産 上業 廃 ・ 産 税 棄 \mathcal{O} 課 物 税標準 処 理 施 ・の特例措置について、 設 を適 (附則 用 第十五条関係 対象から除外した上、 石綿が含まれ その てい 対象資産 る 一 定 \mathcal{O} の産 取 襣

料 製造業 農林漁業有機物資源のバ 者が 同 法に規定する認定生産製造連携事業計 イオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃 画 に従 って実施する生産製造 連携事業に より

製造される燃料を製造す 新 設 た 機械 その 他 \mathcal{O} 設 るため 備に 係 *(*) る固 定 定資 \mathcal{O} 設 産 備 税 に係る \mathcal{O} 課 税標準 る課税標準をその価 \mathcal{O} 特 例 措 置に っつい 格 の四分の三(現行三分の二 て、 木竹, を原材料として

の額とした上、 その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十

五条関係)

資

産

税

 \mathcal{O}

課税

標準

の特

例

措置に

つい

て、

定の

特

定バ

1

才

7

ス発電

設備

バ

1

オマ

ス

 \mathcal{O}

うち

木

竹に

 $(\overline{\underline{}})$ 再 生 可 能 工 ネ ールギーコ 電 気 0 利 用 の促進に関する特別措置 |法に規定する一定 の発電 設 備 に係る固定

由 来するもの又は農産 物 の収穫に伴って生ずるバイオ マスを電気に変換するものに限る。 に係る

課 税標準をその 価 格に七分の六を参酌 して十四分の十一 以上十四分の十三以下の範 囲 内にお いて市

町 村 \mathcal{O} 条 例 で定め る割 合 (大臣 配 分資 産 又 は 知 事 配 1分資: 産に あ 0 7 は 七 分の六) (現行三分

参 酌して二分の 以上六章 分の 五 以 下 \mathcal{O} 範 井 内 に お 1 て 市 町 村 \mathcal{O} 条 例 で定め る 割合 大 臣 配分 資 産 又

は 知事 配 分資産にあっては三分の二) を乗じて得た額とした上、 その対象資産 の取得期限 を令和

八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係

10 定 \mathcal{O} 政 府 \mathcal{O} 補 助を受けた者が >児童! 福 祉 法に 規定する事 ,業所 内保育事 業に係る業務を目的とする施

設 0 うち 当 該 政 府 \mathcal{O} 補 助 12 係る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 用 に 供 す ,る固定を 資 産 12 · 係 る 固 定資 産 税 及 Ű 都市 計 画 税 \mathcal{O} 課 税

準の特例措置を廃止すること。(附則第十五条関係)

七

狩猟税

1 鳥 獣による農林水産業等に係る被害 の防止 0 ための特 別措置に関する法律に規定す る対象鳥 獣 捕

員 が受け る 狩 猟 者 0 登録 に係る 狩 猟 税 \mathcal{O} 課 税 免 除 \mathcal{O} 特 例 措 置 に ついて、 その 適 用 期限 を令和 +

月三十一日まで延長すること。(附則第三十二条関係

2 鳥 獣 \mathcal{O} 保 護及び 管理並 びに狩 猟の適 正 化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が

受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、 その適用期限を令和十一年三月三

十一日まで延長すること。(附則第三十二条関係

3 狩 ,猟者; 登 録 O申 請 書を提出 出する日前 年 · 以 内 \mathcal{O} 期 間に、 鳥獣 の保護及び管理並びに狩 ,猟の 適 正 化に

関 する法律 の規定による許可を受け、 当該 許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者 の 登

録に係る狩猟税の税率の特例措置について、 その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長するこ

と。(附則第三十二条の二関係)

八 事業所税

特定 農産. 加 工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措 置 に関

する計画に基 づき実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割 \mathcal{O} 課税標準の特 例措置に つ \ \ 7

以下の措置を講ずること。

1 適 用期限 を法人にあっては令和八年三月三十一日まで、 個 人にあっては令和七年分まで延長するこ

と。 (附則第三十三条関係)

2 特 例 の対 象に特定農産 加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加

工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供す

る一定の施設を加えること。(附則第三十三条関係)

九 国民健康保険税

感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、 流行初期医療確保拠出金

等 の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずること。 (第七百三条の 匹 関 係

十 その他

1 偽 りその 他不正 の行為により 地方団体 の徴収金を免 れ、 又は 地方団体 い徴収 金 の還付を受けた株式

会社等がその地方団体の徴収金を納付し、 又は納入してい ない場合において、 徴収不足であると認め

られるときは、 その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、 定の額を限度として、

その 滞納に係る地方団体 の徴収金の第二次納税義務を負うこととすること。 (第十一条の 九関 係

2 保 全差押 金額を限度とした差押え等に係る地方団体 の徴収金について、 その 納付 Ļ 又は納っ 入すべ

き額 0 確 定 が ない 場合における当該差押え等を解除 しなけれ ばならない 期 限 を、 その 保全差押 金 一額を

その者に通知をした日から一年 (現行六月) を経過した日までとすること。 (第十六条の四 関 係

3 重 **型加算金** の適用対象に、 隠蔽し、 又は仮装された事実に基づき更正 請求書を提出してい た場合を加

えること。 (第七 - 一 条 \bigcirc 十五、 第七· + 条の三十六、 第七 十 条の 五十六、 第七 十二条 \mathcal{O} 兀 +

第七 十四条 の二十四、 第九 + 条、 第百 匹 十四四 _ 条 の四十八、 第百七十二条、 第二百 七十 九 入 条、 第三百

二十八条の十二、 第四百六十三条の四、 第四 百八十四条、 第五百三十七条、 第六百十条、 第六百 八十

九条、 第七 百一条の十三、 第七百一条の六十二、 第七百二十二条、 第七百三十三条の十九 関係

第二 日 本国とアメリ カ合衆国 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 相 互協 力及び安全保障 条約第六条 に基づく施設 及び 区 域 並 びに 日本

玉 に お け る合衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す んる協力 定 \mathcal{O} 実施 12 伴う地 方 税 法 \mathcal{O} 臨 時 特 例 に 関す る 法 律 に 関 す Ź 事 項

合 衆国 軍 隊 \mathcal{O} 構 成 員 等の所有 に係る自動 車 に 対する自動 車 税 \mathcal{O} 種 別割又はこれらの ŧ O0) 所 有 に係 る軽

自 動 車 等に対す る軽 自 動 車 . 税 \mathcal{O} 種 別 割の徴収 に っつい て、 地方団体の条例で定めるところにより、 普通 徴収

又は 証 紙 徴収 0 方法によらなけ ればならないこととする等所要の措置を講ずること。 (第四 [条関] 係

第三 玉 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交付 金 法 12 . 関 する 事 項

令 和 七 年 · 度 か ら令 和 九 元年度ま で \bigcirc 各年 ·度分 \mathcal{O} 玉 有 資産等 所在: 市 町 村交付 金に つい て、 古 定 資産 \mathcal{O} 価 格 \mathcal{O}

修正 通 知又は 修 正 の申出をする場合に比較すべ き類似の土 地 の価 格 に係る特例 措置を講ずること。 (附則

第十四項関係)

第四 外国 居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する事項

前 記 第 0) の3一①及び口に伴う所要 0 措置を講ずること。 (第八条関 係

第五 租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関する事項

前 記第一の一の3円10及び口に伴う所要の措置を講ずること。 (第三条の二の二関係)

第六 航空機燃料譲与税法に関する事項

空港関係 市 町 対及び 空港関係 都道 府県に対する航空機燃料 - 譲与税 の譲与 の基準に ついて、 譲与額 \mathcal{O} 兀 分

の <u>-</u> 0 額を延べ 重量で、 他の四分の一 の額を旅客数で、 二分の一の額を騒音地区内の世帯数で按分して譲

与するものとすること。(第二条、第二条の二関係)

第七 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事 項

市 町 村 及び 都 道府県に対する森林環境譲与税 0 譲与の基準について、 譲与額 の百分の五十五 (現行十分

 \mathcal{O} 五 に相当す る額を私有林 .人工林 \mathcal{O} 面 |積で、 百分の二十五 (現行十分の三) に相当する額を人口で按分

して譲与するものとすること。(第二十八条、第二十九条関係)

他

1 そ \mathcal{O} 他 所 要 0) 規 定 \mathcal{O} 整備 を行うこと。

2 前 記 第一 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 改 正 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 i して 十 日 を 経 過 L た 日 カン 5 第一 \mathcal{O} + \mathcal{O} 改 正 は 令 和 七 年

び 五

月

日

か

ら、

第

の <u>-</u>

 \mathcal{O}

8

か

5

10

まで及る

0

5

0

改

IE

は

令和:

七

年

匝

月

日

カ

5

第

 \mathcal{O}

<u>ー</u>

11

か

5

13 ま で 及び 15 \mathcal{O} 改 正 は 令 和 八 年四 月一 日 か ら、 第 \mathcal{O} 八 0 1 \mathcal{O} 改 正 は 特定 農産加 工業経営 改 善臨 時 措 置

法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る法 律 附 則 ただだ L 書 に規定する 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か ら、 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 改 正 は 新 た な 事

業

 \mathcal{O}

創

出

及

U

産

業

 \sim

 \mathcal{O}

投

資

を

促

進

す

るた

8

 \mathcal{O}

産

業

競

争

力

強

化

法

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

律

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

カ

5

第 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 改 正 は 特 定 農 産 加 工 業 経 営 改 善 臨 時 措 置 法 \mathcal{O} 部 を 改 Ē す る法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か ら、 第

 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 2 0) 改 正 は 都 市 緑 地 法等 \mathcal{O} 部 を改正 立する法律 律 \mathcal{O} 施 行の 日 か ら、 第 __ \mathcal{O} \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 14 及 び 16

並 び に三 \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 改 正 は 公益 信 託に 関 はする 法 律 0 施 行 0 日 カン 5 第 0 __ 0 4 \mathcal{O} 改 正 は .公益: 信 託 に 関 する

法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 属する年の翌年の一 月一 日から、 その 他 \mathcal{O} 改正 は 令和六年 应 月 日 カゝ 5 施行すること。